

業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点

[2026年4月15日開催（信託協会との意見交換会）]

1. 事業性融資推進法（企業価値担保権）の施行に向けて

- 2026年5月25日、事業性融資推進法が施行され、企業価値担保権が導入される。
- 企業価値担保権の適切な活用に向け、信託協会にも御協力いただき、信託契約書・貸付特約書（コベナンツ）の書式例を整理し、2026年3月11日、金融庁ウェブサイト公表した。同年3月17日には金融機関向けの説明会も開催した。
- また、実務担当者の理解に資するよう、2026年4月10日、「事業者と金融機関の信頼関係に基づく事業性融資に関する基本的な考え方（案）」をパブリックコメントに付し、
 - 企業価値担保権の信託に関する業務の具体的な内容
 - 企業価値担保権付き融資の格付や引当に関する具体的な着眼点などについて、複数の方向性を例示している。
企業価値担保権の御活用を考えている金融機関においては是非御参照いただきたい。

2. マネロン等及び金融犯罪対策に係る最近の動向

- マネロン等及び金融犯罪対策については、法令やガイドライン等の改正を含めて留意すべき点が多いため、直近の動向をまとめて御紹介する。

<有効性検証の事例集更新について>

- 金融機関が変化するマネロン等リスクに対して態勢を維持・高度化する取組である「有効性検証」については、実施にあたり参考となる考え方や、金融機関における取組事例集を2025年3月に公表した。
- 公表から約1年が経過した中、金融機関における「有効性検証」の取組を更に促進するため、2026年3月に、これまでに実施してきたモニタリング等で把握した預金取扱金融機関・暗号資産交換業者・資金移動業者等の事例を取組事例集に反映し、更新した。
- 金融機関においては、更新した事例集も参考に、引き続き「有効性検証」

に取り組んでいただきたい。

<預金取扱金融機関間の不正利用口座情報共有枠組みの創設に伴う制度改正等について>

- 「国民を詐欺から守るための総合対策 2.0」の施策の一つとして、「預金取扱金融機関間において不正利用口座に係る情報を共有しつつ、速やかに口座凍結を行うことが可能となる枠組みの創設」が盛り込まれているところ、本枠組みの実現に向け、官民が連携して取り組むことが重要である。
- 国としても取組を支援するため、令和7年度補正予算において措置された「預貯金口座不正利用対策高度化推進事業」において、システム構築費用に係る補助対象事業者を3月に決定した。
- くわえて、金融機関間で情報共有を行うための根拠規定の措置等を内容とする犯罪収益移転防止法施行規則及び監督指針の改正案に係るパブリックコメントを開始（2026年3月27日～同年4月27日）したので、内容を御確認いただきたい。

<犯罪収益移転防止法施行規則の改正について(対面の本人確認方法の見直し)>

- 2026年3月6日に犯罪収益移転防止法施行規則が改正され、対面で写真付き本人確認書類の提示を受ける現行の方法につき、対象書類をICチップ付きのものに限定するとともに、当該ICチップの情報の読み取りを必須とすること、また、それ以外の確認方法は原則として廃止されることが決まった。
- 2025年6月の非対面での本人確認方法に係る改正と同様に、2027年4月1日の施行となるため、各金融機関においては、システム対応等を着実に進めていただきたい。

<マネロンガイドラインの改訂及びFAQの公表について>

- マネロン等対策について、これまで、金融機関においては、マネロンガイドラインで対応が求められている事項について、2024年3月末までに対応を完了させ、マネロン等リスク管理の基礎的な態勢を整備いただいた。
- 預貯金口座の不正利用等防止に向けた対策強化や金融活動作業部会（FATF）第5次審査のメソドロジー等、金融機関を取り巻く環境変化等を反映する形で、マネロンガイドライン及びFAQを2026年3月に改訂し、公表した。

- 金融機関においては、改訂後のマネロンガイドライン及び FAQ も踏まえ、引き続き態勢の維持・高度化に取り組んでいただきたい。

3. サイバーセキュリティに関する取組について

＜証券口座への不正アクセス・不正取引に係る監督指針の改正について＞

- 証券口座への不正アクセス・不正取引事案は、証券業界に限らず、金融業界の信頼を揺るがしかねないものであり、2025年7月には、フィッシング耐性のある多要素認証の導入といった対策強化を要請した。各業態の特性に応じて講ずべき対応を監督指針に反映するため、2026年2月27日に改正版を公表した。
- インターネットバンキングにおいては、不正送金被害が引き続き発生していることに加え、足元では銀行で顧客のログインID・パスワードが窃取され投資信託が不正に解約される事例が発生している。これらを踏まえ、対応可能な対策から順次速やかに対応いただきたい。

(参考) 警察庁「令和7年におけるサイバー空間をめぐる脅威の情勢等について」によれば、インターネットバンキングにおいて、令和7年は約104億円(2024年同期比で約1.2倍)の不正送金が発生。

- 不正アクセス・不正取引に関する対策状況については、金融庁として、改正後の監督指針等に照らして適切にモニタリングしていきたい。

4. 「AI ディスカッションペーパー(第1.1版)」の公表について

- 2026年3月3日、「AI ディスカッションペーパー」の第1.1版を公表した。これは、2025年6月から12月にかけて開催した「AI 官民フォーラム」での議論等を踏まえ、2025年3月に公表した第1.0版にアップデートを加えたものである。
- 第1.1版では、「AI 官民フォーラム」で共有された知見等を参考とし、
 - ・ AI を顧客向けサービスに活用する場合を念頭に、①設計と事前検証、②顧客への適切な説明・注意喚起、③検証・モニタリング、④ガバナンスの4つの局面に分け、それぞれの局面でのリスク低減に向けた取組事例を紹介しているほか、
 - ・ AI の利活用を通じて、業務効率化や新たなビジネス創出を具体的な取組として進めるフェーズに移りつつあり、経営トップが先導して、着実に業

務プロセスの改善を進めていくことが期待されること

などの追記を行っており、今後 AI の利活用を進める際の 1 つの参考としていただきたい。

- 今後も、各金融機関では、AI によるビジネスモデルの高度化すなわち「AI トランスフォーメーション」の取組も進んでいくと思うが、その際、リスク管理や法規制等の関係で御懸念などがあれば、遠慮なく御相談いただきたい。

5. 金融リテラシー調査の結果公表について

- 金融経済教育推進機構（J-FLEC）は 2026 年 3 月 27 日に金融リテラシー調査（2025 年）の結果を公表した。
- 金融経済教育を受けたと認識している人の割合は、前回調査（2022 年）の 7.1%から、8.7%に増加した。
- 正誤問題の正答率は全体的に低下したが、金融経済教育を受けた人の正答率は前回から上昇した。
- 2028 年度末までに、金融経済教育を受けたと認識している人の割合を 20%まで引き上げるといふ政府目標の達成には、金融機関の取組を含め、更なる金融経済教育の推進が必要である。引き続き協力をお願いしたい。

6. 安定的な資産形成に向けた対応について

- 中東情勢における不確実性を背景に、金融市場のボラティリティが高まっている。
- 金融市場が大きく変動する中においても、顧客である個人投資家が長期・積立・分散投資の意義を十分に理解し、安心して資産形成に取り組むことができるよう、投資判断に必要な情報を適時に伝えるなど、顧客の不安を解消するような丁寧かつ積極的な情報発信をお願いしたい。
また、顧客からの照会や相談があった場合には、丁寧な対応をお願いしたい。

7. 金融機関による J-FLEC 講師派遣活用事例集の公表について

- J-FLEC は、2026 年 3 月に金融機関による J-FLEC 講師派遣の活用事例集を公表した。

8. 横浜グリーンエクスポ（2027年国際園芸博覧会）について

- 2027年3月、横浜グリーンエクスポ（正式名称：2027年国際園芸博覧会）が開催される。1都3県で初の万博であり、花や緑、食と農の魅力に加え、脱炭素など地球環境課題の解決に資する日本の技術を世界に発信する。
- 横浜グリーンエクスポは、累次の閣議決定や閣議了解に基づき、政府が博覧会国際事務局（BIE）に認定申請し、その認定を得て、公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会と連携して開催準備を進めているものである。
- 同協会より金融庁に対し、横浜グリーンエクスポの開催に向けた協力の要請があり、2026年1月23日に信託協会へ周知した。本協力について、会員金融機関への周知をお願いしたい。

9. 現下の国際情勢を踏まえた対応について

- 足元の中東情勢の不確実性を背景に、地政学リスクが一段と高まっている。
- 各金融機関においては、直接の取引先にとどまらず、取引先が関係するサプライチェーン全体に対する影響についてもよく注視していただきたい。
- また、事業者の資金繰りに重大な支障が生じることのないよう、2026年3月27日、官民金融機関及び関係省庁を集めた意見交換会を緊急開催し、事業者に寄り添ったきめ細やかな資金繰り支援の徹底等を働きかけるとともに、金融担当大臣をはじめ、関係大臣連名による緊急要請を発出した。
- 各金融機関においては、本意見交換会及び要請文の趣旨を踏まえ、事業者への対応に万全を期していただくよう、改めてお願いしたい。

10. 価格転嫁・取引適正化対策に関する要請について

- 2026年3月、足元の情勢等を踏まえ、価格転嫁・取引適正化の促進に向けた以下の要請を発出しており、いずれの趣旨・内容についてもその周知及び徹底をお願いしたい。
 - ・ 「価格転嫁・取引適正化対策に関する今後の取組について（要請）」（2026年3月18日付）
 - ・ 「中東情勢の変化等による原材料価格・エネルギーコストの上昇を踏まえた適切な価格転嫁等に関する中小受託事業者に対する配慮について」（2026年3月27日付）

11. 手形・小切手機能の全面電子化について

- 手形・小切手機能の全面電子化の目標期限である 2027 年 3 月末まで残り 1 年を切った。2026 年 3 月末に全国銀行協会（全銀協）が公表した調査報告書によれば、2025 年の手形・小切手の交換枚数は約 1,400 万枚であり、一定の成果は見られるものの、目標値だった年間約 1,000 万枚からは乖離している。さらに、全銀協の調査報告書では、一部の金融機関が既に設定している最終振出期限の前後に、利用者からの問合せが集中する可能性が指摘されている。
- こうした状況を踏まえ、各金融機関においては、目標期限から逆算して、計画的なサービス変更や顧客周知等の対応をより一層推進するとともに、利用者の混乱が生じないように、最終振出期限前から余裕を持って、体制整備や移行推進等、必要な取組の強化をお願いしたい。
- 本件は、金融界のみならず、政府や産業界が一丸となり推進していくことが重要である。金融庁も、例えば、全銀協による広報ポスターやセミナーの後援、金融庁ウェブサイトにおける公表等を実施してきた。金融庁としても、今後も様々な場を通じて、事業者を含めた関係者へ政府方針等について説明を行うなど、引き続き国民の理解・協力を促してまいりたい。

12. 2026 年 2 月 13 日付け金融活動作業部会（FATF）声明に係る要請について

- 2026 年 2 月 11 日から 13 日の間に開催された FATF 全体会合において、資金洗浄・テロ資金供与対策上、重大な欠陥を有する国・地域に係る声明が採択された。
- 同声明においては、北朝鮮及びイランを対抗措置の適用が要請される国・地域とし、ミャンマーを同国より生ずるリスクに見合った厳格な顧客管理措置の適用が要請される国・地域としている。また、イランについては、今回から以下の対抗措置が追加された。
 - ・ イランの金融機関及び暗号資産サービスプロバイダーの支店等の設置拒否
 - ・ 金融機関及び暗号資産サービスプロバイダーによるイランにおける支店等の設置禁止
 - ・ イラン又はイランに所在する者との事業関係若しくは暗号資産取引を含む金融取引のリスクに応じた制限

- ・ 金融機関及び暗号資産サービスプロバイダーの新たなコルレス関係構築の禁止及び既存のコルレス関係のリスクに応じた見直しの実施

- これを受け、2026年4月13日、関係する金融機関・協会に対し、金融庁を含む関係省庁から、要請文（「令和8年2月13日付けFATF声明を踏まえた犯罪による収益の移転防止に関する法律の適正な履行等について」）を发出した。
- 同要請文においては、犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づく取引時確認義務、疑わしい取引の届出義務及び外国為替取引に係る通知義務の履行の徹底等を求めているところ、傘下金融機関への周知・徹底をお願いしたい。

13. 超高齢社会に対応した親族間での信託の活用について

- 我が国においては高齢化の進展とともに認知症等となる高齢者は増加し、今後も増加が見込まれている中で、認知症等の人の日常生活及び社会生活をどのように支えるかが重要な社会課題となっている。
- こうした中、2025年5月の「規制改革推進に関する答申」において、親族間での信託の活用による柔軟な財産管理を推進するため、金融機関において信託口座の開設を円滑に行うことができるよう、金融庁は国民向けに信託制度や民事信託の活用方法を分かりやすく解説したパンフレットも活用し、金融機関に対し、民事信託が認知症などに備えた財産管理として有効な手段であることをその制度の趣旨及び内容と併せて周知すること、とされた。
- 2026年3月、法務省が、新たに信託制度の活用方法を解説したパンフレットを作成・公表した。各金融機関においては、本制度の趣旨及び内容の理解のため、当該パンフレットを活用いただきたい。

（参考）信託制度のパンフレットの公表について（法務省）

https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00386.html

（以上）